

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和7年7月31日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度離島の担い手確保モデル事業業務
- (2) 業 務 内 容 令和7年度離島の担い手確保モデル事業業務仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和8年3月16日まで
- (4) 委託限度額 2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 参加資格に関する事項

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件調達の公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡山県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 岡山県税を滞納していないこと。ただし、岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人は、本店所在の都道府県税を滞納していないこと。
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 国又は地方公共団体等の公的機関から、別添仕様書に定める業務と同種又は類似の業

務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-226-7267 (直通)

E-mail: chusankan@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 応募書類の入手方法

ア 配布期間

令和7年7月31日（木）から令和7年8月20日（水）までの午前9時から午後5時まで（令和7年8月20日（水）にあつては、午前9時から午後3時まで）とする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県県民生活部中山間・地域振興課ホームページからダウンロードして入手することができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>）

ウ 配布書類

- ・仕様書
- ・様式第1～4号
- ・提案説明書作成要領

(2) 参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和7年7月31日（木）から令和7年8月20日（水）までの午前9時から午後5時まで（令和7年8月20日（水）にあつては、午前9時から午後3時まで）とする。ただし、県の休日を除く。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）

ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、県では責任は負わない。

エ 提出書類

- ①参加資格確認申請書（様式第1号）
- ②会社概要（パンフレット等）
- ③印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ④登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑤財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書。コピー可）
- ⑥岡山県税に滞納がないことの証明書（岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人で、滞納がないことの証明書の発行ができない場合は、最新決算年度の法人県民税、法人事業税の納税証明書。コピー可）
- ⑦法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（納税証明書「その3の3」。コピー可）
- ⑧（岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第2号）

※ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、上記③～⑧の書類の提出は必要ないものとする。

（3）参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和7年8月26日（火）午後3時までに、上記3あてに、電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

（4）質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問・回答書（様式第3号）」を提出すること。

ア 提出期間

令和7年7月31日（木）から令和7年8月19日（火）午後3時まで

イ 提出先

上記3と同様

ウ 提出方法

上記3のメールアドレスあて、電子メールにより送信すること。ただし、到着したことを電話で担当者に確認すること。

※電子メールの件名は、「離島の担い手確保モデル事業_質問書」とすること。

エ 回答方法

質問書に対する回答は、随時、上記5（1）イの岡山県県民生活部中山間・地域振興

課ホームページに掲載する。ただし、本企画提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適當と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

オ その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

6 企画提案の提出

企画提案に参加する者は、提案書(様式第4号)を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年8月26日(火)午後3時まで(必着)

※上記日時までに提出書類の提出が無かった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。)

ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、県では責任は負わない。

(4) 提出書類

提案書(様式第4号)とともに①～④を順に重ねダブルクリップで綴り、原本のあるものが一番上となるよう提出すること。(以下、提出書類一式を企画提案書という。)

提出書類	留意事項
① 見積書	【原本1部+写し4部】 任意様式とするが、規格はA4版とする。 その他の詳細は、別添「企画提案説明書等作成要領」を参照すること。
② 企画提案説明書	【5部】 任意様式。 詳細は、別添「企画提案説明書等作成要領」を参照すること。
③ 会社概要	【5部】 任意様式。既存のパンフレット等でも可。
④ 過去の事業に関する事業実績	【5部】 任意様式。過去の事業に関する主な実績について、その内容や成果が分かる資料を添付すること。

7 審査基準及び審査手続

- (1) 企画提案書が提出された場合は、岡山県県民生活部内に設置する選定委員会において審査する。
- (2) 審査は、提出書類及び企画提案者のプレゼンテーションの内容により行う。なお、プレゼンテーションは、令和7年8月28日（木）を予定している。
※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
ただし、審査方法については、プレゼンテーションによらず書類審査に切り替える場合がある。書類審査に切り替える場合は、別途連絡する。
- (3) 審査会場は県庁（岡山市北区内山下二丁目4番6号）又は県分庁舎（岡山市中区古京町1丁目7-36）を予定しているが、会場及び時間は改めて通知する。
なお、オンラインでの参加も可能とする。
- (4) 別途県が定める審査要領により、各提案内容について相対的に評価し、委託先を決定する。
- (5) プレゼンテーション会場には、プロジェクター等の機材の準備は行わないこととする。機材を持ち込むことはできるが、機材等の準備時間は、プレゼンテーションの持ち時間を含むものとする。
- (6) 審査結果については、令和7年8月29日（金）以降速やかに、各提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

8 契約に関する事項

- (1) 上記7で選定された者と随意契約による委託契約の締結手続を行うこととする。
- (2) 契約の締結に当たり作成する仕様書は、提出された技術提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されないものとする。
- (3) 仕様書作成のため、技術提案書の選定後に業務の具体的な実施方法について技術提案を求めることがある。
- (4) 委託契約の締結に当たっては、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第152条の規定により業務委託契約書又は業務委託請書を作成することとする。
- (5) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定によるものとする。

9 その他

- (1) 契約を締結する際に、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。
- (2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書の評価に影響を与えようとする事その他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。
- (3) 企画提案参加、企画提案書等の作成・提出及び企画提案書の説明に要する一切の費用

は、提案者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書等は、返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用することはない。
- (5) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (7) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。